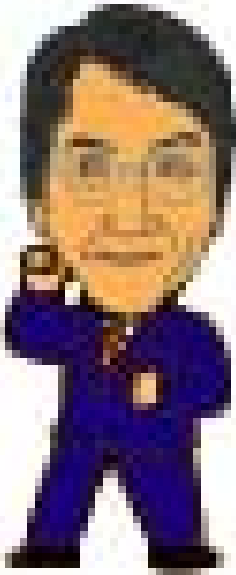


ご意見・ご要望等お気軽にご連絡！



市川市議会議員

# 稲葉健二の ひと言メッセージ

29

平成21年9月30日発行  
稲葉健二事務所  
272-0021  
市川市八幡2-2-10  
TEL 047-333-1783  
FAX 047-334-1990  
URL [www.inaba-kenji.jp](http://www.inaba-kenji.jp)  
MAIL [kenjiinaba@aol.com](mailto:kenjiinaba@aol.com)

## マナー条例を考える特集です。

この議会で市川市市民等の健康で清潔な生活環境の保持に関する条例の一部改正が可決されました。通称マナー条例として知られています。現在はJR市川駅、本八幡駅、東西線妙典駅、行徳駅、南行徳駅の5駅の周辺が禁煙地区として規定され、違反者に対して過料として2000円の徴収が行われています。全国で千代田区につづいて2番目に制定されました。施行後5年経ちいろいろな市民の声や要望が市に届きました。もっと広い地域も禁煙にして欲しい、犬の糞に対しても捕まえて欲しい、反対の立場からは喫煙所を設けて欲しいなどの意見もありました。今回の改正は現在のエリアが駅周辺200mであるのを400mに、対象の駅を市にある全駅を対象とすることに（合計でエリアは13箇所になります）なります。加えて、その区域を路上禁煙地区という形から路上禁煙・美化推進地区として犬の糞の放置や空き缶のポイ捨ても過料の対象になります。それ以外の区域（市内全域）は公共の場所での歩行喫煙の禁止となります。また、自転車に乗っている間の喫煙も禁止となります。犬の糞に関しては、飼い犬の糞の処理用具の携行を努力義務規定として明記されました。平成22年4月1日を施行期日としています。それまでは、今までの条例の通りの過料を科すこととなります。

ここで言いたいことは、本来ならばこのような条例がいない街が理想です。それをより厳しくエリアを広げなければならないことが問題ではないでしょうか。路上喫煙も歩いている間だけタバコをがまんしてもらえればいいことでしょうか、犬の糞は飼い主が拾えばいいことです。空き缶をポイ捨てるなどは人間としての資質から問題でしょう。過料を科すからやらない街になるのか、当たり前なのが守れる街になるのかは市民の方しだいです。誰でも糞はいやでしょうが、可愛い愛犬のためです。タバコも煙を嫌がる方がいるのです。もし、火が子どもの顔に当たったらとは考えないのでしょうか。タバコを禁煙してくれと言っていることではありません。ある区域や歩行中はがまんしてほしいとお願いしていることなのです。犬の糞に関しては、自分の家の前にあったらどう思われますか？

私は市民のボランティアの方たちで、この条例を啓蒙、推進していく活動を進めたいと思っています。ぜひ皆さんの協力をお願い致します。



この議会のマナー条例の私の質疑が、<http://ibs.city.ichikawa.chiba.jp/ibsw eb/topPage.do?id=1019>で見れます。

平成21年9月議会で決まったことの一部をご紹介します。

市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例の一部改正について  
現行の過料対象のエリアが5箇所から13箇所に増え、対象エリアも駅周辺200mから400mに広がり、今まで路上禁煙地区としていましたが、路上禁煙・美化推進地区として過料(2000円)の対象もタバコだけでなく、犬の糞の放置と空き缶の投げ捨ても対象となりました。平成22年4月1日施行の予定です。

## 稲葉健二のコラム

今回は犬の登録と予防注射やマナーについて書かせていただきます。今まで何回もこのことをとり上げてきました。言いたいことは当たり前のことなのですが、依然として登録をする方が増えておりません。平成20年度の犬の登録数は16416頭です。推計では32800頭と言われています。この登録された犬のうち、狂犬病の予防注射を受けた犬は12908頭です。狂犬病予防法という法律で、犬の登録と予防注射を受けさせ予防注射済票の交付を受けないものは20万円以下の罰金などの罰則が課せられるのです。

法律で決まっているからすることも当たり前ですが、鑑札をつけていないと犬が迷った場合に飼い主のもとへ戻れません。万が一、犬が人を噛んだ時に狂犬病の予防注射を受けていないと大変なことになります。その登録の推進に少しでもと提案し、今年度から登録鑑札は可愛い犬の足跡の形に、予防注射済票は骨の形にしてもらい少しでも付けたくなるようになりました。また、時代でしょうか、大型犬が少なくなり、小型犬が多い中、首輪に付ける鑑札や予防注射済票も小さくしないと付けづらいなどの声を反映して小さくなりました。

平成20年度に飼い主の見つからない迷い犬や飼育放棄で致死された犬が千葉県で4000頭以上いるそうです。鑑札が付いていれば飼い主のもとに戻れたら犬も多かったと推測されます。悲しいのは、引越いや体力低下で犬が飼えないとつれてくる人、ひどい人はこんなに大きくなると思わなかったからと処分につれてくる人もいるそうです。私は千葉市の動物センターや船橋市の動物センターを視察させていただきました。ここから出して欲しいと吠える犬たちや悲しい顔で見つめる犬たち。このような犬を保護して飼い主を見つけるボランティアの方もいらっしゃいますが現実には追いつかず、悲しい犬が後を絶ちません。

また、リードを離している飼い主も目立つようになりました。特に小型犬の方が多いと聞いています。犬を放して飼うことは千葉県犬取締条例で禁止されています。「みんながやっているから」

「噛みつかないから」など様々な話をされますが、ルール違反なのです。私は犬が大好きですが、人間社会の中で犬と一緒に暮らすことは、ルールを守ることが必要です。地域社会や周囲への配慮を考えて犬と人と共生できるのではないのでしょうか。

今回質問した災害時の犬への対応も登録をして鑑札をして、なおかつ予防注射済票を付けていることが大前提です。可愛い家族を助けてあげること、守ってあげることが飼い主にしかできません。いつ起こるかわからない災害時に対して、当たり前のことをもう一度見直してみませんか。備えあれば憂いなし愛犬にも当てはめましょう。



### お知らせ コーナー

9月の補正予算で、八幡6丁目と東菅野4丁目の冠水対策の予算が通りました。早く工事が進んで効果を期待したいと思っています。

八幡6丁目の公園(一時保育園が移設した)にベンチがつけました。一台だけですが利用して下さい。

菅野公民館(中央公民館分館)が移設することになりました。この補正予算で設計費が通り、今後外環道路の立ち退きで別の場所に移設となります。移設場所は現在の場所の斜め向かい側になります。現在より広がる予定です。